

インフルエンザによる出席停止期間の考え方

インフルエンザにおける出席停止期間は「学校保健安全法施行規則」によって定められ、2012年4月1日から、今の基準になっています。

- ①インフルエンザを発症したあと5日を経過し、
- ②かつ、解熱した後2日を経過するまで
- ③ただし、保育所や幼稚園に通う幼児は「解熱した後3日を経過するまで」

*発症した日を「発症後 第0日」、解熱した日を「解熱後 第0日」とします。

- ①発症した日から数えると、少なくとも6日間の登校停止となります。
- ②解熱については、たとえば月曜日（解熱後 第0日）→火曜（解熱後第1日）→水曜（解熱後第2日）→木曜（解熱後 第3日）このから登校可能になります。

*お医者さんの指示に従ってください。

*以下の図を参考にしてください。

